

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-2	除去した吹付けアスベスト等の廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物）は、どのように処理したらよいですか。（令和3年4月1日更新）

【答】

特別管理産業廃棄物に該当し、廃棄物処理法で処理基準が定められています。

処分する方法としては、

- ① 溶融設備を用いて溶融し無害化し、通常の産業廃棄物として埋立処分する方法
- ② 排出現場で飛散しないように固型化、薬剤による安定化その他これに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包してから、特別管理産業廃棄物として、埋立処分する方法があります。

なお、特別管理産業廃棄物であるアスベスト廃棄物（廃石綿等）の分別、保管、収集、運搬、処分等を行うための具体的事項を解説したマニュアルが、環境省から公開されています。

参考 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/manual3.pdf>